

さいたま市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

令和7年 8 月**22** 日

さいたま市長

清水 久人

さいたま市規則第98号

さいたま市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（条例第18条の勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員） 第13条 条例第18条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。 （部分休業の承認の請求等の手続） 第15条 部分休業の承認の請求、<u>育児休業法第19条第2項の規定による申出及び同条第3項の規定による変更（次項において「承認の請求等」という。）</u>は、<u>部分休業簿</u>により行うものとする。 2 第7条第2項本文の規定は、部分休業の<u>承認の請求等</u>について準用する。	（条例第18条の勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員） 第13条 条例第18条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、<u>1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの</u>とする。 （部分休業の承認の請求手続） 第15条 部分休業の承認の請求は、<u>部分休業承認請求書</u>により行うものとする。 2 第7条第2項本文の規定は、部分休業の<u>承認の請求</u>について準用する。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。